

改めて少年事件の違法な実名報道に強く抗議し、少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社（以下「同社」という。）は、「週刊新潮」2023年6月29日号において、本年6月14日に岐阜市の陸上自衛隊射撃場で発生した自動小銃による殺傷事件（以下「本事件」という。）に関し、被疑者とされた18歳の少年の実名及び顔写真を掲載した（以下「本件記事」という。）。

少年法は、その第1条において「少年の健全な育成」、すなわち少年の成長発達権の保障の理念を掲げており、同法第61条は、本件記事のような、少年のときに犯した罪について氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事又は写真の掲載（いわゆる推知報道）がなされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれが強いことから、事件の区別なくこれを一律に禁止している。

インターネットが普及した昨今の状況を踏まえれば、ひとたび少年の氏名や容ぼうが公表されれば情報が拡散されて回収不能となり、それが少年の更生や社会復帰の妨げとなることは明らかである。

なお、2021年の少年法改正（以下「改正法」という。）により、2022年4月1日より、18歳及び19歳のときに罪を犯した場合の推知報道禁止が一部解除されるに至ったが、あくまでも家庭裁判所が検察官送致決定を行った場合において、検察官が公判請求をした後に限られている（改正法第68条）。

本件記事は、逮捕から間もない段階で実名及び顔写真を掲載しているものであって、仮に、本事件が改正法第68条の要件を将来的に充足する可能性があるとしても、本事件は未だ捜査段階にあるため違法であることは明らかであり、到底容認できない。

改正少年法の附帯決議においても、「いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」として、特定少年であっても推知報道が少年の更生と社会復帰を阻害することへの懸念が示されており、全ての報道機関は、今一度、かかる附帯決議を想起すべきである。

同社は、2021年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載しており、当会や日本弁護士連合会はその際も抗議声明を出し、少年法第61条の遵守を求めた。

当会は、株式会社新潮社に対し、同社が少年法に反する違法行為を繰り返し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害する行為を断行することに改めて抗議し、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを強く求めるものである。

2023(令和5)年6月26日
東京弁護士会会長 松田 純一

トランスジェンダー当事者である弁護士に対する脅迫行為を非難し、改めて、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止の実効的な法制度の確立を求める会長声明

本年6月3日から同月5日にかけて、自らトランスジェンダーであることを公表し、セクシュアル・マイノリティ当事者の権利擁護活動にも積極的に関わってきた弁護士が代表を務める弁護士事務所のホームページに、当該弁護士の性自認に関する差別用語を使用した殺害予告等のメッセージが断続的に送られるという事件が発生した。

これは、当該弁護士に対する脅迫であるほか、当該弁護士の業務を妨害する行為であり、当会として到底見過ごすことができない。それにとどまらず、本件は、トランスジェンダーという属性に着目した差別的な動機に基づく犯罪（ヘイトクライム）というべきものであり、直接の被害者に対する加害だけに止まらず、被害者と同一の属性を有している全ての者に対し「次は自分が標的となるのではないか」という恐怖心を与える点で、断じて許すことができない。

当会は、本件の脅迫行為を強く非難するとともに、トランスジェンダー当事者を含む全てのセクシュアル・マイノリティの人々が差別されず生きることができる社会を実現すべく、活動を継続してゆく所存であることを、ここに表明する。

なお、当会は、本年3月29日に発出した会長声明において、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記することを求めてきたところ、同年6月16日に成立し同月23

日に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」においては、基本理念として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に」との文言が規定されたものの、同法は、理念法に留まり、現に生じているセクシュアル・マイノリティに対する差別の解消に不十分なものである。また、セクシュアル・マイノリティの理解増進のための法律でありながら、啓発等は努力義務である上、立法過程において「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」との条項が追加された経緯などから、マジョリティによる不安の声を理由にマイノリティの人権保障のための施策を実施しなくてよいかのような誤解を与えかねず、既に取り組みを進めている地方自治体や教育現場への実質的な委縮効果も懸念される。

今回の事件をも踏まえ、当会は、あらためて、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止の実効的な法制度の確立を求める。

2023(令和5)年6月28日
東京弁護士会会長 松田 純一

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

長引くコロナ禍の影響、ロシアのウクライナ侵攻などによって生じたエネルギーや日用品等の価格高騰で、国民とりわけ低所得者は、多大な影響を受け、都内で食料配布を行っている民間団体によれば、リーマンショック時を上回る人数の行列ができてきているとのことである。

東京都の最低賃金は、現在時給1072円である。この賃金で1日8時間、月22日間フルタイムで働いても月収18万8672円であり、年収は226万4064円に過ぎない。

総務省が2023年1月31日に発表した労働力調査によれば、2022年の役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.9%である。とりわけ女性では約53%が非正規の職員・従業員である。

非正規労働者の多くは、最低賃金をわずかに上回る賃金で生活しており、最低賃金を引き上げることは、非正規労働者の生活水準を引き上げることに繋がる。このような情勢であるか

らこそ、最低賃金の大幅な引き上げが何よりも求められている。

また、最低賃金引き上げのためには、中小企業や個人事業主への抜本的な支援が求められる。中小企業等に対しては、支援効果の小さい法人税や所得税の減税制度だけでなく、負担が重いとされる社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することなどの支援も検討されるべきである。

当会は、審議を行う中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び最低賃金を決定する東京労働局長に対し、物価高によって多大な影響を受けている労働者に健康で文化的な生活を保障するため最低賃金額を大幅に引き上げることを求めるとともに、政府に対し大幅な引き上げに対応した中小企業等への効果的な支援策の策定・実施を求めるものである。

2023(令和5)年7月3日

東京弁護士会会長 松田 純一

オンライン接見の法制度化を求める会長声明

1 現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会（以下「刑事IT化部会」という。）において、刑事手続における情報通信技術の活用について、多岐にわたる議論が行われている。その中で、弁護士と被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」（対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）による接見（以下「オンライン接見」という。）を刑事訴訟法第39条第1項の接見として位置付けることが議論されている。

2 憲法は、何人も「直ちに」弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されないと規定するとともに（第34条）、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる（第37条第3項）、弁護人の援助を受ける権利を保障している。

特に逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとって、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である（最判平成12年6月13日民集54巻5号1635頁）。

しかし、逮捕段階での公的弁護制度が保障されていない現在、被逮捕者の多くは、弁護士からの助言を受けられていない段階で、捜査機関から供述を迫られている。弁護士が留置施設・刑事施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ない状況がある場合には、そのことが「直ちに」弁護士からの助言を受けることの妨げとなる。また、公判準備及び公判の段階でも、勾留されている被告人は、弁護士が刑事施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ない場合には、接見の時間・回数を確保することの妨げとなり、大きな防御上の不利益を被ることになる。

こうした被疑者・被告人の不利益は、収容施設が弁護人

の法律事務所から遠く離れている場合に、特に深刻なものとなっている。東京においても、留置施設・刑事施設と弁護人の法律事務所の位置関係によっては、接見に片道1時間以上を要することが少なくなく、とりわけ、当会多摩支部の管轄区域の事件については、片道2時間以上をかけて遠方の留置施設まで接見に赴くことになることも多い。また当会会員が、東京都島嶼部の留置施設所在の被疑者・被告人の国選弁護人に選任された場合や、刑事上告審の国選弁護人に選任された場合には、片道数時間以上を要したり、往復には宿泊を要したりするような遠方の留置施設・刑事施設に接見に赴く必要が生じる。これらの場合、弁護士が接見の時間・回数を確保することが困難であるということ自体が、防御上の不利益につながりかねない。

また、憲法は、被告人に対し、迅速な裁判を受ける権利を保障しているところ（第37条）、弁護士が収容施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ないことによって、接見の時間・回数を確保することが妨げられ、被告人との打ち合わせに時間を要することになるため、公判前整理手続、公判手続の遅延を招き、迅速な裁判の実現を妨げる事態が生じている。

3 このような不利益を解消するため、被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン接見をできるようにすることは、弁護人の援助を受ける権利を実質的に保障し、迅速な裁判を実現するという観点から、きわめて重要な意味を持つ。

現在でも、アクセスポイント方式による電話連絡制度や電話による外部交通制度が運用されているが、これらは「立会人なくして接見」できるという秘密性が保障されていないという重大な問題がある。

オンライン接見は、「立会人なくして接見」することができるとしている刑事訴訟法第39条第1項に規定する接見交通権の行使に含まれるものであり、そのようなオンライン接見

会長声明

を新たに設けることが必要である。逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防止するについては、これを防ぐための必要な措置を規定することによって対処すべきである(刑事訴訟法第39条第2項)。

オンライン接見の新設・導入には、人的・物的基盤の整備が必要となるが、新たな設備の整備等に伴ってそのような必要が生じるのは、令状手続のオンライン化をはじめとする刑事手続のIT化全般に妥当することである。捜査機関の権限を拡充するためだけでなく、被疑者・被告人の権利保障を充実させるためにも、人的・物的基盤の整備が検討されてしかるべきである。刑事IT化部会では、取調べ、弁解録取、勾留質問等を全国一律・一斉にオンライン化することが具体的に検討されているが、そのようなことが実現可能である以上は、秘密性が保障されたオンライン接見を行うことができるような人的・物的基盤の整備を、少なくとも段階的に実施することも、十分、可能なはずである。

2015年に改定された「国連被拘禁者処遇最低基準規則」は、「国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件」(序則第2第1項)を示すものであるが、同規則においても、「被拘禁者は、適用される国内法にしたがい、あらゆる法律問題について、遅滞や妨害又は検閲なしに、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者による訪問を受け、連絡を取り、相談するための十分な機会、時間及び便益を提供されるものとする」(規則120第1項、規則61第1項)とされているように、弁護人の援助を受ける権利を

実質的に保障するための必要な設備を提供することは、国の責務である。当会においては、多摩支部・東京都島嶼部所在の留置施設、高等裁判所所在地の留置施設において秘密性が保障されたオンライン接見を実現するための人的・物的基盤の整備がなされることがきわめて重要な課題であるが、仮に長期間を要するとしても、それ以外の留置施設・刑事施設においても、秘密性が保障されたオンライン接見を実現するための人的・物的基盤の整備が進められなければならない。国がこの責務を果たすために、相当の長期間を要することが見込まれるのだとしても、そのことを理由として、秘密性が保障された権利としてのオンライン接見の実現を見送るべきであるなどという議論は本末転倒である。秘密性が保障された権利としてのオンライン接見の実現を前提として、そのための人的・物的基盤の整備のために必要な期間等が議論されなければならない。

4 以上の次第で、当会は、オンライン接見について、これを権利として規定した上で、速やかに、逃亡や罪証隠滅の防止、戒護への支障の防止を十分に図り得る技術・物的設備・体制を確保し、必要な物的設備や人的体制が整った施設を、特にそのような施設の必要性の高い地域について設けた上で、これを拡大して、全国にあまねく設けることを求める。

2023(令和5)年7月10日
東京弁護士会会長 松田 純一

トランスジェンダー当事者(MtF)に関する行政措置要求判定取消等請求訴訟の最高裁判決を受け、国に対し、同判決の趣旨に沿った対応をしよう求める会長声明

本年7月11日、最高裁判所は、トランスジェンダー当事者(MtF*)である経済産業省職員が、自身の性自認に沿った取扱いについての行政措置要求を否定した人事院判定の取消等を求めた訴訟において、争点となった職場での女性用トイレの使用制限の可否に関して、当該職員からの職場の女性用トイレを自由に使用することの要求を認めないとした人事院の判定を違法と判断する判決を言い渡した。

最高裁判所は、判決において、当該職員が女性の服装等で勤務し、女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはないことなどから、当該職員が職場の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定しがたく、人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、当該職員の不利益を不当に軽視するものであって、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない旨判示している。

この判決は、一つの事案について判断したものである。しかし、抽象的なトラブルの恐れなどを理由としてトランスジェンダーに対して異なった取扱いをすることは許されず、具体的な事情を踏まえて対応すべきことを示したものと評価することができる。

そもそも、人がその性自認に沿った取扱いを求める権利は、人の人格の核心にかかわるものとして、憲法第13条によって保障されていると考えられるところ、これが多数派の意見・感

覚等により、正当な理由なく制約されてはならないのは当然のことであり、様々な場面において、この最高裁判所判決の趣旨に沿った対応が要請されるものといえる。

当会は、国に対して、トランスジェンダーの権利利益を正当な理由なく制約することのないよう、本事案はもとより、同種事案について、最高裁判所判決の趣旨に沿った、具体的な事情を踏まえた対応をしよう求める。

また、本年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、国に基本計画の策定及び運用に必要な指針の策定を課しているところ、それらの策定に際しても、各場面でその具体的な事情を踏まえた対応がなされこととなるよう、留意することを求める。

当会は、引き続き、トランスジェンダーを含むセクシュアル・マイノリティの問題への取組みをはじめ、人々が個人として尊重される社会の実現を目指して活動してゆく所存である。

*MtF……Male to Femaleの略。出生時割り当てられた性別が男性で、性自認が女性である人のこと。トランスジェンダー女性。

2023(令和5)年7月18日
東京弁護士会会長 松田 純一

改めて少年法第68条の速やかな撤廃を求める会長声明

2021年の少年法改正（以下「改正少年法」という。）により、18歳及び19歳の少年（以下「特定少年」という。）については、家庭裁判所が検察官送致決定を行い、その後、検察官が公判請求をした場合に限り、推知報道禁止が一部解除された（第68条）。当会は、この規定について、2022年3月7日付「[改正]少年法に関する意見書」において同条の速やかな撤廃を求める意見を述べている。特定少年であっても少年法の「健全育成」すなわち成長発達権保障の理念（第1条）は及ぶところ、インターネットが普及した現代社会では、いったん実名報道がされれば、瞬く間に世間に知れ渡り、しかも半永久的に情報が残ることになり、その中で本人が更生していくことは容易ではなく、少年の「健全育成」を害するからである。

去る7月7日、東京地方検察庁は、本年5月に東京都内で発生した強盗事件（以下「本件」という。）につき、特定少年3名を起訴するとともに、その実名を公表し、一部の報道機関は、この公表を受け、当該少年らにつき実名報道を行った。本件においては、当会会員である当該少年らの弁護人が、担当検察官宛に、実名公表をすべきでない旨の申し入れを行い、その中で、実名公表が本件の特定少年らの更生にどれだけ害が生じるのかを詳細に伝えたにもかかわらず、東京地方検察庁は、実名を公表した。裁判員裁判対象外事件で特定少年の実名公表が行われるのは東京地方検察庁では初めてである。報道によれば、「首都の中心部分で白昼堂々と計画的に行われた多額の強盗事件で、裁判員事件に匹敵する重大事件と考えた。」とのことであるが、犯罪の客観的な態様や結果という犯情のみを重視して、少年が事件に至った背景や少年の「健全育成」すなわち成長発達権保障や更生の視点

を鑑みないものであり、改正少年法の衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議の趣旨にも反し、到底許されるものではない。今般の東京地方検察庁の対応に、当会としても抗議するものである。

本件は、事件当初からセンセーショナルな報道が繰り返さされているが、実名公表をきっかけに、現に報道が再燃している。このことが、少年らの更生に甚大な被害を与えることは明らかであり、推知報道禁止の特例を設け、起訴後の実名公表を許容してしまった改正少年法第68条の問題点が改めて明らかになったといえる。

現代社会において、少年の成長発達権保障と、実名報道を許すことは両立し得ないのであり、少年法第68条は、速やかに削除されるべきである。

また、本件に対する報道機関の対応は、東京地方検察庁の実名公表にもかかわらず、主体的な判断により実名報道を行わなかったところもあり、それらについては上述の附帯決議に即し少年法の理念を貫徹するものといえるが、実名報道に至った一部報道機関に対しては、実名報道の危険性を十分に認識されていないものとして遺憾の意を表せざるを得ない。実名報道を行った報道機関には、インターネット上に実名報道が残るようなことがないように記事の削除等、速やかに対応されるよう要請する。

当会は、少年法第68条を削除する再改正を求める2022年3月7日付「[改正]少年法に関する意見書」を提出したところであるが、改めて、同条の撤廃を強く求めるものである。

2023(令和5)年7月25日
東京弁護士会会長 松田 純一

「ヒロシマ・ナガサキ」の平和祈念の日に寄せる会長談話

今年も8月6日に広島、8月9日に長崎において、それぞれ78回目の平和祈念の日を迎えます。当会は、原子爆弾による犠牲者を悼むとともに、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて努力していくことをここに誓います。

第二次世界大戦後、今日に至るまで、世界各地の紛争がなくなることはありませんでした。昨年2月に始まったロシアによるウクライナへの侵攻も未だに平和的解決の糸口が見えない状況です。

この侵攻の過程において、ロシアのプーチン大統領が核兵器使用を示唆したことや、ロシア軍が原発を占拠したことは大きなニュースとなり、世界に衝撃を与えました。

他方で、日本が広島及び長崎において被爆して以降、核兵器は紛争においては使用されることがなく今日に至っています。核兵器は、間違いなく大量殺りくが可能な非人道的兵器です。唯一の戦争被爆国である日本は、その兵器の凄惨さを経験した立場において、今こそ、核兵器廃絶に向けて、世界の恒久平和実現のためにリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。

残念ながら、日本は核兵器禁止条約に参加しておらず、5月のG7広島サミットで発出された広島ビジョンでも核兵器禁止条約への言及はありませんでした。こうした、日本の姿勢及び広島ビジョンの意義には少なくない批判が寄せられています。当会は、2021年の「核兵器禁止条約の発効にあたり、改めて核兵器の

廃絶を求める会長声明」や2022年の「[ヒロシマ・ナガサキ]の平和祈念の日に寄せる会長談話」などにおいて、従来から、同条約の早期加盟の必要性を指摘し、早急にオブザーバー参加することを政府に求めてきました。政府は、今後二度と核の犠牲者を出さぬよう、唯一の戦争被爆国として何ができるのか、改めて考える必要があります。一方的な制圧によるのではない、持続可能な平和社会の実現に向けた具体的な行動が世界から日本に対して求められています。

そのためには、国民主権のもと、国民一人ひとりが日本の立場を理解し行動することが必要であり、国民において、溢れかえる情報の中から、自分自身の判断で情報を選び取り、判断する力が求められます。

国民各自がこのような判断をするためには、表現の自由や知る権利をはじめとする基本的人権が尊重されていることが必要不可欠です。

当会は、あらためて基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士法に定められた弁護士の使命を果たして、国民主権の基盤を強化し、平和の尊さと核兵器の廃絶を訴え続けていきます。

2023(令和5)年8月4日
東京弁護士会会長 松田 純一

8月15日を迎えるにあたっての会長談話

本日8月15日は、78回目の「終戦の日」となります。

国の内外を問わず、アジア・太平洋戦争及び第二次世界大戦により亡くなられた人々の苦難に思いをいたすとともに、改めて哀悼の意を表します。

その後本日まで、日本が他国に対し武力を行使することもなく、戦争の惨禍に見舞われることもありませんでした。これは、日本国民が、アジア・太平洋戦争の悲劇を二度と繰り返さないことを誓い、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを宣言する憲法9条の理念を実現してきたことの表れであるといえます。

しかし、世界においては、ロシアによるウクライナへの侵攻はまだまだ続き、世界各地で紛争が生じています。日本国憲法前文が、全世界の国民がひとしく有するものであるとする「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」が、実際には世界の人々に普遍的に保障されているとは言い難い状況にあります。

日本国民及び日本国憲法前文は、今から約77年も昔に、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という決意を表明しています。今こそ我々は、この言葉と正面から向き合い、今後日本が国際社会においてどのように振舞うべきかを真剣に議論していくべきではないでしょうか。

弁護士法において、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものとされています。戦争は、基本的人権や社会正義を蹂躞する最たるものであり、平和を訴えることもまた、弁護士の使命であるといえます。

当会は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士法に定められた弁護士の使命を果たすべく、これからも、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え続けていきます。

2023(令和5)年8月15日
東京弁護士会会長 松田 純一